書　評

スーザン・ストレンジ著，櫻井公人・櫻井純理・髙嶋正晴訳

『マッド・マネー——世紀末のカジノ資本主義——』

（岩波書店，平成11年9月）

中　島　健　二

スーザン・ストレンジ『マッド・マネー－世紀末のカジノ資本主義－』（櫻井公人・櫻井純理・髙嶋正晴訳，岩波書店，1999年9月刊）は，Susan Strange, *Mad Money*, Manchester University Press,1998 の全訳である。国際政治経済学の第一人者である著者は昨年10月に亡くなり，本書が遺作となった。

Ⅰ．ストレンジの「警世の遺作」

筆者は本書の冒頭で，「金融市場の近年の振る舞い」を「狂気の沙汰」と断じ，「何らかの緊急の治療を必要としている」との認識を示す（1頁）。このまま手を打たずにいると，「29－39年の再来というシナリオ」がにわかに現実味を増してくるであろう。「金融面のシナリオに必須なのは，主要な経済の間で流出入する資金フローのパターンが大きく崩れることである…」。「政治面のシナリオに含まれるべき諸条件は，諸政府があれこれの理由から，身動きがとれないまま決断できなかったり対応が遅すぎたりする結果，信頼回復のための行動に失敗することである」。これら二つの要因が重なったときには，「恐怖のドミノ効果」が生まれるであろう（331頁）。

本書はこのように，緊急の治療を施さないと，大恐慌とその後の深刻な長期不況が再発する恐れが十分にあるという危機感のもとに書かれたものである。しかし，何をすべきかという処方箋を示すことに，本書の目的があるのではない。治療の前には精密な診断が必要である。本書の目的は，「グローバルな金融システムにおける欠陥や弱い環」がどこにあるのかを診断し，読者に警告することにある（35頁）。そうすることによって，読者は大恐慌とその後の深刻な長期不況を回避したり，そこからいち早く抜け出す術を身につけることができるようになるであろう。

それでは，現在の国際金融の欠陥はどこにあるのか。本書の指摘を二点に要約するならば，第一に，1970年代のインフレーションの進行以降，過剰となる一方の貨幣を効果的に運用するための技術革新がつぎつぎと進められ，資金のフローパターンが複雑に変化した結果，国際金融が肥大化し，同時に脆くなったということである。第二には，深刻な通貨危機や債務危機が起きても，だれにその責任があるのか，どのようなスキームをもってそれに対処するのか，ま

すますわからなくなってしまったということである。これがストレンジによる診断である。たしかに，資金の国際的な浮動性の高まりと国際的な協調体制の不備という点で，現在の国際金融は1920－30年代のそれと相通ずるところがある。それでは，ストレンジの診断と読者への警告を，各章ごとにやや詳しく見てみよう。

Ⅱ．本書の構成

第1章では，1970年代前半から80年代前半に見られた経済の投機性の高まりが，その後（80年代後半－90年代後半に），さらに加速したことが論じられる。その症例として，第1章にかぎらず，本書でもっとも多く取り上げられているのは，ブラック・マンデー（87年の株式市場の暴落）とメキシコ，東アジアの通貨危機である（それぞれ94－95年，97年）。

しかし，「カジノ経済」は自然に発生し，進行するのではなく，いくつかの政治的選択とからんでいる。これはストレンジの名を世に高からしめた『カジノ資本主義』（原著1986年）から本書に受けつがれた論点である。

政治的選択には，何かを決めるという積極的な政策（決定：decision）もあれば，何も関与しないという消極的な政策（否・決定：non-decision）もある。そして，政治的選択の多くがアメリカの国内政治の事情に端を発している。近年の重要な決定ないし否・決定の例としては，ブラック・マンデー後に市場への過剰介入が手控えられたこと，メキシコや東アジアの通貨危機の際に，「その国のためでなく」，国際金融システムの安全保障のために救済資金が提供されたことなどがある。これらの例が示すのは，カジノ経済の過熱の末に通貨危機や世界同時株安が頻発しても，＜それを食い止めないという政治的選択＞がとられたということである。

第2章では，過去10年間の金融市場の重要な特質である技術革新が，やはり政治との関わりのうちに論じられている。

たとえば，アメリカの銀行と投資銀行は1970年代に起きたインフレーションに対応するために，また激しさを増す両業種間の競争を勝ち抜くために，数多くの金融商品の開発に努めた。そして，このことが新しい技術革新のきっかけとなった。これはその通りなのだが，ここで見逃せないのは，29年の銀行破綻の混乱を教訓として構築された金融規制システムが，インフレの進行にともなって掘り崩されていったことである。このシステムは富裕な強者から中小の弱者を守るという政治的動機をもっていた。しかるに，当局や議会はインフレにともなう弱者から強者への資金移動に歯止めをかけることをせずに，それどころか，目先の利く金融業者がこの資金から利益を得ようとすることを黙認した。これは政治的な否・決定というほかない。

最近のデリバティブ（それを多用するヘッジ・ファンド），LBO（レバレッジド・バイ・アウト）などの隆盛とその世界的な広がりは，アメリカの金融規制の欠落（行動の欠如）という国内政治の事情に端を発する。つまり，技術革新はあたかも自然に進むようにみえながらも，実は政府の黙認（否・決定）によって，はじめて利益をもたらすものとなったということである。

第3章では，「社会的責任感」をほとんど持ち合わせていない市場のパワーに直面しながらも，それに対処すべき日米間の協調体制がいまだにできあがっていないことが批判されてい

る。

日本の経常黒字がアメリカのドル資産に転換するという基調ができあがり，これを維持することが両国の国益となっているはず。しかし，両国は協調して為替相場を安定化させることができないばかりか，アメリカは日本からの投資に好感をもたず，かたや日本はバーゼル協定に基づく自己資本比率規制の強化を課せられたことの背後にアメリカの「邪悪な計画」（邦銀にハンディを与える計画）を読みとり，反発する。その間にも，日本の機関投資家がアメリカの長期証券投資よりも財務省短期証券投資を選好することで，金融システムは脆弱さを増している。1930年代の教訓からすると，外資の短期資産へのシフトは危機の兆候である。

第4章では，政治的思惑から通貨統合を推進しようとするドイツとフランスが批判されている。

ドイツとフランスを枢軸とするヨーロッパは紆余曲折を経ながらも，共通の危険に脅かされたときには協力しあうという体制を固めてきた。通貨統合をめざすEMU（経済通貨同盟）もその延長線上にある。すなわち，ドロールの指導力のもとでECをフランスの国益へと誘導するという戦略のさなかに，冷戦体制の崩壊とドイツ統一の事態となり，ドイツとフランスが共同歩調をとる必要性が高まった。そのときに求心力を秘めた看板として掲げられたのが通貨統合だったのである。しかし，もっぱらこうした思惑からユーロ誕生にこぎつけたとしても，それは投機の格好の餌食となり，国際金融市場に新たな不安定要素を付け加えることになりかねない。

第5章では，国際金融市場の中核に位置するウォール街が，同時に国際金融システムの最大の弱点であるかどうかが論じられている。

楽観主義者はブラック・マンデー以降の回復が急速であったという経験から，細心の資本管理（事前的）と流動性の適切な供給（事後的）があれば，株式市場の崩壊がかりに生じたとしても全面的なパニックには陥らないと予測する。悲観主義者は1929年の経験に基づいて株式市場の崩壊とその後の景気循環の下降を予測する。ストレンジはいずれにも組みしないが，経験的にいうならば，29年の恐慌で楽観主義が長期の悲観主義へ転じたことからして，この転換をありうべきこととみなし，90年代の今それが起きないように備えることが大切だと指摘する。とはいえ，金融の技術革新が多様な形態の信用創造をもたらす環境下にあって，株価や実体経済に人々がどのように反応するかはますます不透明になっている。

第6章では，超国家的債務の不履行を処理するプロセスについて国際的合意を見ることが容易ではないことが論じられる。事態は1980年代よりも悪化し，誰に責任があり，何がなされるべきかという問題はますます混乱の度を強めている。

80年代の巨大銀行の利害に代わって，保険・年金基金のファンド・マネージャーが有力なプレーヤーとして登場し，そのファンド運用の迅速な動きがメキシコ危機や東アジア危機の引き金のひとつとなった。信認喪失（資本逃避）が周辺諸地域に伝染する脅威は今後も根強くあり，全面的なデフォルトを防ぐためにも集合的な救済策が必要である。しかし，IMFの「マネタリスト的な」政策の圧力（第5章，166頁），「デフレ的処方」が受け入れられ，実行されるとは限らない。

IMFや世界銀行に対するストレンジの評価

は厳しい。高度債務貧困国の債務問題についても，これらの超国家機構は民間部門の肩代わりをするのはいいが，それよりも過酷な条件で資金を回収する。それはIMFや世銀が債務国ではなく，これら機関の支払い能力の保証人である加盟国に対して責任を負っているからなのだが，それでは国際的な「最後の貸し手」としての役割を担うことはできない。この分野については債務の削減が急務であり，それは技術的な問題ではなく，政治的な問題である。

第7章では，国際金融が麻薬などの不正取引から得た利益の資金洗浄，税回避，私的詐欺，公金横領などの格好の温床となっていることが批判されている。

批判の根底には銀行の社会的役割に対する筆者の不信がある。銀行はあいかわらず顧客の機密を守る義務があると主張するが，銀行はもはや顧客と馴れ合っているだけで，不偏不党の高潔な専門職ではない。そして，社会を脅かしているのは，まさにそうした銀行と顧客との関係なのである。

ストレンジはその対策として，銀行格付け制度を確立し，清廉な銀行に報償を与えることを示唆しているが，タックス・ヘイブンによる税回避を制限し，それを閉鎖に追い込むことや法人所得に世界的に共通の規則を適用することであれば不可能ではなく，あとは政治的意志にかかっているとして，対応の遅れを批判している。

第8，9章では，各国の金融管理制度が自由化に浸食されているにもかかわらず，新しい国際的制度がそれに追いついていないことが論じられる。

各国の金融規制制度をアメリカ型モデルに同化させることが現実的な効果をもつとは考えられない。第一に，アメリカの金融規制制度は政治諸勢力間のまったくの妥協の産物である。第二に，日本，フランス，ドイツ，イギリス各国はアメリカに追随し，金融市場を開放し，規制緩和を進めているが，先頭を行くアメリカでは，政府が自国経済に対する管理の手段を失っている。

となると，検討すべきは，各国の異なる制度を標準的な制度に統合することができるかどうかということである。

まずBIS（国際決済銀行）はどうか。自分たちの自己資本比率規制に他国の銀行も従うべきだという声がアメリカの銀行から高まり，それが1988年にBIS規制（バーゼル合意）に結実したのはいいが，96年の第二次規制でBISは「銀行監督の共通基準の合意」を実質的に断念せざるをえない状況に追いやられた。結局，銀行の自己規律的なリスク管理に頼るというのが支配的な見解となりつつある。「内部管理システムを基盤としたプルーデンス政策」というアプローチである（第1章，20頁）。これでBISの体面はかろうじて保たれるであろうが，ストレンジはこのアプローチを「密猟者に猟鳥の保護を求めるようなものだ」と一蹴する。

つぎにIMFはどうか。資金を拠出する加盟各国にしか責任のないIMFには，国際的な「最後の貸し手」としての役割は期待できない（第6章）。たとえ「新借入協定」（97年）によって資金調達の拡大が可能となったとしても，それに変わりはない。このような制約のもとにあって，ましてやIMFが加盟各国の金融規制を指導するパワーを発揮できるわけがない。たとえば，各国の銀行業務と証券業務の間の垣根をどうするかという「高度に政治的な決定」をする資格がIMFにあるかどうかは疑問

である。

専門諸家は国際共通銀行基準の設定，国際破産裁判所の設置，先物取引税の強化，「ナロウ・バンク」（狭義の銀行）の多国間合意，国際的預金保険制度の確立，銀行の情報開示基準の改善などを提案し，論じている。これらのなかには稚拙なものもあれば，検討に値するものもある。

第10章では，近い将来のシナリオが示される。ここでは次のように要約する。

①株価暴落に対する政府の対応が遅れると，「恐怖のドミノ効果」が生まれる。資金フローのパターンが崩壊し，アメリカから日本への資金還流やドルからユーロへのシフトが起きる。アメリカは利子率の引き上げで対応し，最悪の場合は資産を凍結する。

②恐慌にいたらなくても，マネタリスト的な経済戦略がデフレ傾向を強め，信用収縮と実物経済縮小の悪循環が生まれる。保護主義が台頭するかもしれないが，その原因は金融にある。

③これらに続いて，深刻な経済的打撃をこうむった各国が，為替管理を厳格化し，投資と生産への国家介入を強化し，国際金融市場のチャンネルを閉鎖する。

④人口の増大にエネルギーの供給が対応し，世界経済は持続可能な発展をたどる。しかし，温暖化対策などで富裕国と貧困国との間にある種の累進課税的な分担関係を設ける必要があり，それにはかなりの時間がかかるであろう。

⑤「参加的資本主義」の発達，「ネオ・コーポラティスト型の経済管理制度」が浸透する。しかし，組織労働のパワーが減退した現代では，これらはユートピアにとどまる。

強いていうと，①，②，③が悲観的なシナリオ，④，⑤が楽観的なシナリオとなるであろうが，両者の間には視点のズレがある。不十分な対比といわざるをえないが，このことはストレンジが国際金融の視点からは楽観的なシナリオを描けなかったということでもある。そこで，ストレンジは本書の目的（診断と警告）をこえて，最後の数頁で，最悪の事態を回避するための具体策をみずから提言あるいは紹介する。

（ⅰ）タックス・ヘイヴンの閉鎖と（ⅱ）重債務貧困国の債務の帳消し。これらは可能性の範囲内にある（第6，7章）。（ⅲ）ナロウ・バンク（狭義の銀行）の区分を設け，それを国際銀行基準とし，リスクの高い事業を禁止するとともに，その安全を保証する制度（第9章）。（ⅳ）国際信用保証公社の設立（ジョージ・ソロスの提起）。これは，融資保証のために債権者から保険料を徴収するが，保証に上限を定め，それ以上のリスクは債権者の責任とするという「責任範囲の限定された最後の貸し手」の創設である。（ⅴ）各国裁判所がある種のデリバティヴを犯罪行為とみなし，裁くこと。国家は犯罪を取り締まるパワーまでも失ってはいないはずである。

Ⅲ．本書の結論

国際金融市場ではいま，信用アクセスに関する不平等から，貧富の差が拡大し（一般的な人々の間で，企業間で，国家間で），モラルの低下がまん延している。人々がそれをどのように考え，どのような「信念」をもってそれに対処するのかということが今後のカギとなるであろう（327頁以下）。経済学の理論的な対立，たとえばマネタリズムとケインズ主義の対立も，結局は価値観と社会的選好をめぐる政治的な対立に帰せられる。そして，政治的な選択は経験

にもとづいてなされるのだから，今後の事態の変化しだいでは，人々の選好が変化し，「新しい種類の政治組織」を創案しなければならなくなるかもしれない（344頁）。専門諸家がどのように国際金融の改革案を唱えたとしても，政治的意志を欠いては，結局は失敗するであろう。

Ⅳ．政治経済学的立論

以上，各章の内容と結論を見てきたが，そこから浮き彫りにされることは，筆者が金融規制を技術的あるいは制度的な問題として論じるのではなく，そのまえに，「どうあるべきか」，どのような価値観（社会的選好）と政治的意志をもって事に臨むかという政治的な問題としてとらえ，論じようとしているということである（309頁）。そして，その政治的意志が欠如していることが再三にわたって指摘されているのである（訳者も本書末尾の「索引」に「政治的」という項目を設け，読者に注意を喚起している。それによると「政治的」は60頁にわたって頻出している）。すでに述べたように，本書の目的は国際金融の現状を診断することにある。しかも，ここであきらかになったように，その診断は政治経済学の見地にたった診断なのである。

第一に，そもそも国際金融が規制の及ばないものとなったことには，政治的な「決定と否・決定」がからんでいる。国際金融はけっして＜自然のなりゆき＞としてできあがっていくのではなく，政治的な決定ないし否・決定という契機を通じてできあがっていくのであり，したがって政治的な反省の契機に満ちたものなのである。

第二に，このことと表裏をなすことであるが，ストレンジは読者に価値判断を迫る議論を仕掛ける。資金の国際的な浮動性の極端な高まり，為替相場の投機的な変動は，国際金融に直接にかかわりのない社会の大多数の人々をも巻きこみ，そのまた大部分の人々をいわれのない苦難に陥れる。また，多様な種類の巨額の不正資金が国際金融の複雑な回路を通じて洗浄される。こうした事態を制御できない現在の社会は公正さを著しく欠いた社会であるといわざるをえない。はたしてこのままでいいのだろうかと，ストレンジは読者に訴えるのである。

マッド・マネーが奔流する国際金融の現状に際して，社会が選好すべき価値観として，次の二つが対立している。「富の創造を最大化すること」と「公平性と安定性の増大」をめざすためにそれらに制御を加えることである（344頁）。このようなストレンジの議論の誘導はすぐれて政治経済学的である。

Ⅴ．国際金融における権威の所在

ところで，社会がある価値観を選好するといっても，それは偶然に決まったり，人々が自在に選んだりするものではない。ここで「権威」に注目しなければならない。これは『国家の退場』（原著1996年）から引き継がれた重要な概念である。ストレンジのいう権威とは，社会に対して何らかの価値観（ルールや規範）を受け入れさせる能力のことである。このような意味において「権威」（authority）はかなりの程度「当局」と読み替え可能である。権威をもつある者が価値観を決定し，それを社会に受け入れさせ，それを通じて自らのパワーを行使する。このパワーをストレンジは「構造的パワー」とよぶ。権威に根ざしたパワーとそうで

ないパワーは，質を大きく異にする。

さて，現在の国際金融において権威を発揮し，構造的パワーを行使するのはもはや国家当局・国際的当局だけではない。一様にはいえないであろうが，それら当局は元来，公平性や安定性の増大という価値観を有し，それを社会に受け入れさせてきた。ところが，いまや国際金融市場で行動する様々なアクターが権威を発揮するようになった。市場が掲げるのは，富の創造の最大化を優先させる価値観である。そして，国家や超国家機構から市場へと権威とパワーが大きくシフトしているのが「20世紀最後の20年」の大きな特徴である（330頁）。

ストレンジは，金融の目まぐるしい技術革新，デリバティブを駆使するヘッジファンドの動き，巨額の資金を運用するファンド・マネージャーの存在，それらを積極的に容認したり，消極的に黙認したりしたあげく，規制を施す力を失った国家当局・国際当局，その結果として頻発する通貨危機や株式市場の暴落などという現象の背後に，国家から市場への権威とパワーのシフトという本質的問題を見ているということができる。読者はこの問題提起に焦点を合わせないと，国家や国際機関の金融規制能力，あるいは専門諸家が提案する金融規制策に対する筆者の懐疑の連続にとまどいをおぼえるかもしれない。

VI. 本書の問題点

しかし，「権威」はあいまいさを拭い切れていない概念であり，同時に読者に当惑をおぼえさせるものでもある。このことを問題点として指摘しておこう。

国家あるいは国際機関は公平性や安定性の価値観をもって権威を行使すべき存在であるが，いくつかの政治的決定（否・決定）を重ねながら，富の最大化という価値観を掲げる市場の権威に道を開き，今ではそれに凌駕されてしまった。通常の＜国家対市場＞のパラダイムの枠に収まりきれない議論であるが，権威という概念が＜社会に価値観を受け入れさせる能力＞であるとするならば，社会の側に視点を置いた考察を欠かすわけにはいかない。それが本書には欠けているのである。はたしてローカル，ナショナル，グローバルなそれぞれの次元における社会は，富の最大化，市場の自己規律，その結果としての貧富の差の拡大，モラルの低下などを，どの程度まで容認しているのか。これは本書において論証されてしかるべき問題であるが，筆者は逆にそれを読者に問いかけるという処理をしている。

しかし，このようなかたちで引導を渡された読者は困惑をおぼえるであろう。どういうことかというと，一方で，カジノ資本主義の端緒を開いたのはアメリカであり，その後もそのアメリカがカジノ資本主義の先頭を走っていると述べられ，他方で，アメリカのグローバルな影響力は今も拡大し，そのヘゲモニーの衰退の想定は「神話」にすぎないと述べられる（329頁）。これらのことを合わせると，アメリカは市場の権威を高める政策を展開することによって，自らの国家的権威（ヘゲモニー）を世界的規模で発揮しているということになる。これが奇妙な逆説であるということはここでは措くとして，こうした市場万能の網の目に現にとらわれたわたしたちには，どれほどの政治的な選択の余地があるというのであろうか。

ここはつぎのように考えるべきであろう。アメリカを強力な磁場とする市場中心的な価値観

はグローバルに広がっている。しかし，権威は社会の諸階層・諸集団の間にはりめぐらされる＜説得と合意＞の力学のことである。どのような国際金融システムが望ましいのかという議論も，この＜説得と合意＞のせめぎ合いに他ならないのであり，たとえ多勢に無勢の信念であっても，せめぎ合いに加わる権利は絶対に放棄されるべきものではない。読者に無理難題を吹きかけているように見えればこそ，本書は迫力に満ちたものとなっているのである。ちなみに，＜説得と合意＞というのはイタリアの思想家グラムシによる権威の本質を示す概念である。このように，評者はストレンジをグラムシに則して読み込む可能性を探るものである。

最期の著作となったためであろうか，原著には書き急ぎとも思われる箇所が多々見られるが，文意が通るような補整が訳者によって丁寧にかつ明示的になされており，読者の理解の向上に資している点を最後に付記する。

（金沢大学経済学部助教授）